

論文

MDSO/MSDO による生活保護廃止世帯ケース記録分析

—生活保護受給要因の分節化—

岩 永 理 恵

Analysis of the Case Records of Disenrolled Welfare Recipients Using MDSO/MSDO — Segmenting the Factor of Receiving Welfare —

Rie Iwanaga

近年、生活保護受給世帯の「世代間連鎖」や反復受給が問題視され、その背景の分析が必要とされている。本稿は、ケース記録分析により生活保護受給の要因を検討するものである。X県公文書館より入手した生活保護廃止世帯のケース記録に、MDSO-MSDOを適用し、仮説生成を目指す。分析において従属変数を「生活保護受給歴あり／なし」とし、この二者の事例間の類似と相違から、生活保護受給の要因を分節化しようと試みた。

生活保護受給世帯は、【貧困線前後の状態という生活困窮】と【生活保護制度の適用により認定される生活困窮】を抱え、両者は区別すべきと考える。受給に至るには、既往歴や障害があって医療（費）を要することがあり、生活困窮の要因である。これに加え共通する要因は見出しにくく、それだけ生活保護受給世帯の生活困窮の中身は多様である。生活保護に捕捉されやすくなる仮説として「福祉事務所とのむすびつき」を提示した。

キーワード：ケース記録、MDSO/MSDO、生活保護受給世帯

1. はじめに

近年、生活保護受給世帯の世代間連鎖や反復受給が問題視され、その背景の分析が必要とされている。本稿は、生活保護行政において作成されるケース記録により生活保護受給の要因を分析するものである。ケース記録から生活保護受給の要因を検討する意義は、その記録から【貧困線前後の状態という生活困窮】と、【生活保護制度の適用により認定される生活困窮】が読み取れることにある。

生活困窮状態と、その状況に生活保護が対応するかどうかは、論理的に区別すべき状況である。どちらにも当てはまらなければ生活保護受給に至

らない。「貧困の世代間連鎖」の例の一つとして被保護母子世帯¹⁾が注目され、貧困世帯の一類型としてその背景が分析されているが（道中2015）、生活保護受給世帯が生活困窮（正確に言えばその要因）を抱えていることと、それに生活保護が対応するかは、また別の話である。

岩田（2005）は、被保護層の非稼働化や長期固定層の形成に着目し、「唯一貧困を代表するものとして扱われてきた『被保護層』は、その周辺にあるもっと大きな貧困層の中で、羨まれるとともに、批判される存在になりつつある」と指摘した。生活保護受給世帯は、貧困層の一部であることに加え、生活保護行政によって捕捉された存在であ

ることに留意すべきと考える。

ケース記録とは、生活保護実施機関の公文書であり、受給世帯と制度運営の実態を明らかにする第一級の資料である。しかし、従来、十分に研究されてきたとは言えない。その理由は、ケース記録が公文書でありながら、保存状況が極めて貧弱であること、もし保管されていたとしても個人情報保護を理由に公開されないことにある²⁾³⁾。本稿で用いる記録は、もちろん個人情報保護の上で公開されたものだが、念のため、地域を匿名化し、情報を項目・点数化した上で用いる。

入手したケース記録は、すべて生活保護廃止に至ったケースの記録である⁴⁾。これを「生活保護受給歴あり／なし」に分け、質的比較分析法「MDSO-MSDO アプローチ」を用いて分析する。MDSO-MSDOとは、Most Different cases, Similar Outcome / Most Similar cases, Different Outcomeの頭文字で、最も異なる事例間で結果が類似している／最も類似の事例間で結果が異なっているもの、という意味である（以下、MDSO-MSDO）。

MDSO-MSDOについて、詳細は後に述べるが、多様な事例の中から比較すべき事例を論理的に導出し、その比較は理論化を進展させる可能性をもつ。本稿が優れている点は、資料発掘に加え、MDSO-MSDOを用いて分析過程をある程度明らかにしていることである。もとより一部地域・時期のケース記録を用いるに留まり、代表性のあるデータではない。限られた質的データにMDSO-MSDOを適用して仮説生成を目指すものであり、その修正の可能性は絶えず開かれている。

以下では、生活保護廃止に至ったケース記録について、記載された世帯を「生活保護受給歴あり／なし」に分け、この二者の事例間の類似と相違を分析し、生活保護受給の要因を分節化することを試みる。生活保護受給世帯の世代間連鎖や反復

受給と問題化された中身に分け入り、これらの論点より、給付の公平性、さらには生活保護実施機関である福祉事務所による法運用のあり方を問うべきであると論じる。

2. 先行研究と本研究の特徴

生活保護行政の歴史は長いが、ケース記録にまつわる文献は意外に少ない。「表1 ケース記録を用いた先行研究・文献一覧」にまとめたように、おおむね3種類に区分できる。(1) ケース記録のつけ方を説明するもの、(2)「ケースワークとは何か」という問いに取り組む一環として、ケース記録をもとに事例紹介・事例検討するもの、(3) ケース記録を分析し、制度運用過程や被保護世帯の実態を検証するもの、である。

順に取り上げてケース記録の特徴とその先行研究、本稿の特徴を説明する。以下の○の番号は表1に対応しており、字数の制約があって文末の参考文献リストからは省略する。

(1) ケース記録のつけ方を説明するものは、管見の限り4点ある。このうちよく参照されてきたのは、④厚生省社会局監修(1968)である⁵⁾。厚生省社会局監修(1968)によれば、ケース記録とは①保護の適格性の根拠を客観的に明らかにすること、つまり保護の受給資格、保護の程度、方法の決定の根拠が法令に適合することを立証する資料であり、②被保護者の自立助長を図り、一貫性のある的確な処遇に役立たせるため、ケース処遇上の諸問題、方針、経過を記録するものである。

このように、そもそもケース記録とは何かを説明した上で、実際の書類には、保護の決定調書、収入申告書や給与証明書など提出書類、保護の経過を記録する帳票類があると述べている。これら保護の決定・実施に用いられ保管される文書資料の総称・通称がケース記録である。

表1 ケース記録にまつわる先行研究・文献一覧

		著者・編者・監修者	発行年	書名	出版社・雑誌名等
(1) ケース記録 のつけ方を説明	①	日本社会事業短期大学編	1956	ケース記録の書き方：生活保護ケース記録選賞報告	中央法規
	②	神奈川県福祉事務所現業員協議会	1963	ケース記録の書き方：生活保護の場合	
	③	上島善次郎	1965	生活保護ケース記録の書き方：対象者の要保護性を客観的に明確に示すことによって	
	④	厚生省社会局監修	1968	ケース記録の書き方	全国社会福祉協議会
(2) 「ケースワークとは何か」という問いに取り組み一環として、ケース記録をもとに事例紹介・事例検討	⑤	黒木利克編	1953	ケースの取扱——生活保護百問百答第6輯	全国社会福祉協議会連合会
	⑥	滋賀県	1955	ペダルを踏んで——ケース取扱事例集(福祉事務所発足三周年記念)	
	⑦	日本社会事業大学編	1967	生活保護のケース研究	中央法規
	⑧	日本社会事業学校連盟	1971	ケースワーク実践の基礎—事例によるケースワーク研究	全国社会福祉協議会
	⑨	厚生省社会局保護課・監査指導課	1991	生活保護ケースワーク事例検討集1～6	全国社会福祉協議会
	⑩	小野哲郎ほか	2001	グループ・スーパービジョンによる生活保護の事例研究	川島書店
(3) ケース記録を分析し、制度運用過程や被保護世帯の実態を検証	⑪	小川政亮	1957=1964	公的扶助過程における人権保障——保護記録の分析から	『権利としての社会保障』第6章
	⑫	小川政亮	1957=1964	親族扶養をめぐる生活保護行政の実態	『家族・国籍・社会保障』第2章
	⑬	仲村優一	1963	ケース記録を通してみた生活保護行政の変遷	社会事業の諸問題：日本社会事業短期大学研究紀要 11pp. 1-47
	⑭	小野哲郎	1980	相談・却下・取下・廃止ケースの事例分析—生活保護制度と実施体制の問題点を中心に	『明治学院論叢』285・286, pp. 33-76
	⑮	松原康雄	1981	生活保護における処遇と記録	『明治学院論叢』316, pp. 301-329
	⑯	副田義也ほか	1983	被保護世帯の生活と公的扶助労働の過程1・2	筑波大学内プロジェクト「老年・老後問題に関する国際比較」報告書
	⑰	沖縄県平良市福祉事務所生活保護研究会	1990	平良市生活保護動態調査報告書	沖縄県平良市福祉事務所
	⑱	林明子	2016	生活世帯の子どものライフヒストリー——貧困の世代的再生産	勁草書房

出所：筆者作成

問題は、ケース記録に書くべき内容が、それほど自明ではなく、福祉事務所によってフォーマットが異なり、職員の力量による違いも大きいことにある。それゆえ書き方を説明する本が必要なのだともいえるが、その説明も、あまりすっきりしたものではない。これは「ケース処遇とケース記録とは表裏の関係」（厚生省社会局監修 1968：17）ゆえと考えられる。「何が受給要件と今後の処遇方針にかかわりがある事項なのかの判断は、ケースによって異なる」（厚生省社会局監修 1968：20-1）のである。

①日本社会事業短期大学編（1956）は、生活保護実施体制の整備・記録技術の向上を目指して「記録の内容等に関する審査基準」を示し、100余点のケース記録を審査し、選賞ケース記録を掲

載したものである。全体的に辛口な評価で、興味深いのは、ケースの問題理解、ケース処遇に必要なことを書くようにと、繰り返し指摘している点である。やはり難しいとされるのは、ケースによって異なる「必要なこと」の見極めである。

つまり焦点は、ケースごとに異なる困窮状況をどう把握し、生活保護の必要性を認定するか、にあり、その理解の程度によってケース記録の中身が異なる。

(2) 現行生活保護法制定前後から「ケースワークとは何か」という問いが立てられ、共有されていった。これをテーマにした研究は多数あるが、本稿では、(2)「ケースワークとは何か」という問いに取り組み一環として、ケース記録をもとに

事例紹介する文献に限定してまとめた⁶⁾。この種の文献は表1から分かるように、(1)に先行する。

ケース記録に記載された内容から、ケースの見立てや対応を検証してまとめたものが、事例検討集である。生活保護の歴史は長いが、公刊されている事例検討集は意外なほど少ない⁷⁾。最も徹底した事例検討を行い、その内容を公刊することがどれほど大変なことなのかを体現した一冊として注目すべきが⑨である。⑨は1975年の研究会開始から25年以上経た2001年発刊である。

参考にすべき先行研究の成果が少なく、かなり試行錯誤されたのが、被保護者の抱える生活問題の把握と効果をトータルに評価する枠組みの構築であった。評価枠組みに基づいて各ケースワーカーが資料を整理し原稿を書くことにも、かなりの時間と労力を要したという。社会経済情勢が変わり、生活保護行政・福祉事務所も変化するなかで、その変化にも言及されている。6事例の徹底した検討の過程から導きだされたケース分析と処遇の視点および評価の枠組み試案は、今日も示唆に富む。

(3) ケース記録を分析し、制度運用過程や被保護世帯の実態を検証する類の研究蓄積も多くはない。既に述べたように、まずケース記録を資料にすることが難しく、ケース記録にアクセスできても、その記録が十分であるかという問題もある。

①と②は、著者が、①の選賞に携わることで入手したケース記録を分析したものである。③はケース記録を通じて、福祉事務所発足から適正化までの時代に生活保護行政がどのように動いたか、国の行政方針の末端行政に反映する度合、などを検討したものである。④は、東京都内10福祉事務所のケース記録に加え相談受付カードも用いて、生活保護行政、福祉事務所の実施体制の問題を指摘した。⑤は、関東地区の福祉事務所であ

施された生活保護のケース記録10件を取り上げて、記録上と処遇上の問題点を指摘した。

⑥は、A県A地方福祉事務所のケース記録を整理したもののだが、情報が詳細でありケース記録の写しと言い得る貴重な報告書である。要保護世帯が、生活構造に生じたいかなる変化によって保護を必要とし、いかにして生活保護法の適用を受け、生活が変化したか、そこに福祉事務所・ケースワーカーがどう関わったか、に注目して記述されている。

⑦は、沖縄県平良市から委託を受け、ケース記録をはじめ膨大な資料提供を受け、生活保護と被保護世帯の実態調査を行った報告書である。厚生省の統計とその区分に依拠して、保護廃止世帯、高齢世帯、母子世帯、傷病・障害世帯、その他世帯に分けて生活史を明らかにして、生活保護行政の効果を検討したものである。

⑧は最近刊行された文献であり、著者独自の調査による記述が主であるが、第3章においてケース記録（文献ではケースファイル）を用いて「生活保護世帯の子どもの中卒後の移行経験」の多様性を描き出している。

ケース記録に関する文献・先行研究を通覧してみると、ケース記録を分析する方法は確立していないばかりか、何を記録としてつけ、どう活用するかについても、一般的な取り扱いが確定していないと分かる。ケース記録のつけ方は、福祉事務所ごと、さらに言えば記録者であるケースワーカーによって異なり、全国的に統一したフォーマットがあるわけではなく、時によって変化する。この意味で、ケース記録の資料的限界はある。

逆説的にいえば、ケース記録には生活保護行政の特徴が現れ、【貧困線前後の状態という生活困窮】を抱えながら、かつ【生活保護制度の適用により認定される生活困窮】の状態にある世帯を把

握した様子を読み取ることができる。本稿は、先行研究でいえば(3)に近いがMDSO-MSDOを用いてケース記録を活用する新たな研究領域を切り開きたい。

3. 資料と手法

分析に用いる資料は、X県立公文書館に所蔵されていた請求記号別に5冊の生活保護台帳である。台帳のうち開示されたのは、ケース経過記録票のみである。決定調書・申請書、収入申告書、資料などは開示されていないが、ケースの概要と処遇経過は読み取れるものであり、本稿ではこの5冊を分析対象のケース記録とする。5冊のうち、3冊は1993年度、2冊は1983年度に保護廃止ケースを収集したものである。

保護廃止年度が同じケース記録であって、保護開始年度は異なる。1983年度廃止世帯には、1950年代から受給する世帯も含まれる。各世帯の受給開始時期・受給期間はさまざまである。そのため、福祉事務所および所管地域の細かな状況を記すのは困難であるが、いずれもX県内の郡部福祉事務所であり、制度の運用方法に大きな差異はないと考える⁸⁾。いずれも1951年の社会福祉事業法制定時から開設された福祉事務所であり、伝統があるとはいえよう。

1980年代初頭は、暴力団関係者の集団保護受給が問題化し、1981年にいわゆる123号通知(「生活保護の適正実施の推進について」)が発出され、同意書徴収に基づく開始時調査の徹底が推進された。X県内でも不正受給が社会問題化し、1982年には県規則を改正して同意書を導入した。X県所管被保護世帯数が史上最低を記録したのは1992年であり、全国的な動向と一致する。収集したケース記録の世帯の多くが保護受給した頃は、生活保護の運用がかつてないほど引き締められた時期である。

分析手法には、MDSO-MSDOを用いる⁹⁾。Benoît Rihoux, Charles C. Ragin (= 2016)にその意義、横山(2013)に応用方法が詳しい。これらに依拠してMDSO-MSDOの特徴をまとめると、次のようである。MDSO-MSDOの手続きに則ることで、多次元空間での事例ペア間の距離を測り、事例のマッチングやペア割り当てを通して、この空間を定義する条件に対する相対的なウェイト、キーになる条件を特定することができる。横山(2013)は、MDSO-MSDOの魅力は、「変数指向的手法と事例指向的手法のいわばあいだの手法」で、「質的比較研究のための分析プロセスを論理的に行い、その客観性を確保できる点」にあるとする。

MDSO-MSDOの段階的な手続きが完了したら、特定の事例集団(MDSOあるいはMSDOの事例)について、質的な判断や事例についての知識を用いて、キーになる条件が「どのように、なぜ、対照的な、あるいは類似的な事例において関心ある結果をもたらしているか(あるいはもたらしていないか)についてのいくつかの『因果にかんする』洞察を生じさせる」(Benoît Rihoux, Charles C. Ragin = 2016: 45)。本稿に即していえば、保護廃止世帯のうち保護初受給であった世帯と二回目以上の世帯という類似・対照的な事例のペア間の距離を測り、キーになる条件を特定して、生活保護受給歴に結びつく要因を検討するものである。

本稿の分析に用いるのは、単身世帯のケース記録のみで33ケースである¹⁰⁾。MDSO-MSDOアプローチを2人以上世帯と単身世帯とに適用するには、世帯全体として分析するか、世帯員ごとに分けて分析するかを決める必要がある。生活保護法には世帯単位の原則があり、まずは前者を考えたが、途中で世帯主が変わるとか、世帯員が他出するケースも少なくなく、世帯変動の整理が難しい。ケース記録が世帯主を中心に構成されているため、各世帯員情報は不十分な場合が多い。この

こと自体、生活保護運用の特徴を示していると考えられ興味深いですが、2人以上世帯の分析は、今後の研究課題としたい。

4. 変数の設定

従属変数は、「生活保護受給歴ある／なし」である¹¹⁾。横山(2013)がインタビューデータの二次分析について述べたように、ケース記録においても「事象の有無と言及の有無を完全に分離することはできない」。「生活保護受給歴ある／なし」について、本人が言及しない、ケースワーカーが調査しない場合はありうる。

独立変数は、ケース記録に記載された範囲で項目化できるものを変数にした。もとより十全ではないが、2人以上世帯のケース記録も読み込み、計算過程を積み重ねて、決定した。横山(2013)は、「通常、MDSO-MSDOアプローチでは、ある事象の結果を従属変数とし、その条件を独立変数とするが、本稿では二次的データを用いるため、全ての変数は独立変数ではない」とし、本稿も同様である。

従属変数と独立変数についての各世帯の状況をまとめたのが、「表2 真理表」である。これの作成は、MDSO-MSDOアプローチを進める基礎的作業である。以下、簡単に独立変数を説明する。なお、「保護受給以前・以後」の時点とは、今回収集したケース記録が開始された時点の意味する。

【1生活歴】は、保護受給時における生活歴である。「保護受給時年齢60歳以上」としたのは年金の支給開始年齢、退職年齢を考慮したもので、60歳前後で年齢不明だが傷病世帯の場合は60歳以下に分類した。結婚歴に内縁は含んでおらず、離婚歴には当然だが死別は含まない。【2健康・障害状態】は、受給前後の既往歴など身体状況に関するものである。知的障害の有無は、手帳の有

無にかかわらず「IQ70前後」「知的遅れ」の記述がある場合は有に分類した。

【3「逸脱」的状況】には、周囲の人間関係のもつれやトラブルに繋がりがやすい、アルコール依存、借金の有無を入れた。【4収入・資産状況】は、年金や児童扶養手当・児童手当などの手当て受給、仕送りの有無である。【5人間関係】について、家族との交流の有無、それとは別に家族・親族から交流拒否を入れた。これには、歓迎されない、という程度は含めていない。交流拒否でも仕送りをしている場合があり、複雑な関係がある。

【6生活保護・社会福祉サービス利用状況】は、ケース記録記載が不十分と推察でき、受給後の状況ではあるが、利用が記録されているケースでは、生活に大きな変化をもたらした、社会福祉行政の関与度を表わすため、変数に加えた。単給は、ケース記録に単給と記載ありのものであり、途中から併給の場合も、単給の経験ありとしてカウントした¹²⁾。「生保以外の福祉サービス」には医療ソーシャルワーカーや、身障相談員などへの「相談」は含めていない。住宅補修費は住宅扶助の範疇であり、一時扶助には含まない。

本稿では、以上のように変数を設定し、生活保護受給の要因といっても、生活保護受給開始の理由とか受給の契機となる要因のみを意味するわけではない。生活保護を受給し、それが継続している要因も含む。それは、はじめに述べたように、生活困窮状態及びその状況に生活保護がどのように対応するかどうかの違いを意識し、それぞれの内容を探ろうとするためである。

表2 真理表

	カテゴリと変数	生活保護受給歴あり(1)、なし(0)→																																				
		I	I	I	II	II	II	II	III	III	III	III	IV	IV	IV	V	V	V	V	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI										
1	生活歴	1 保護受給時年齢60歳以上(1)、以下(0)	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0						
		2 生保受給3か月前までに職あり(1)、なし(0)	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1					
		3 結婚歴あり(1)、なし(0)	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		4 離婚歴あり(1)、なし(0)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1			
2	健康・障害状態	1 既往歴あり(1)、なし(0)	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		2 身体障害あり(1)、なし(0)	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1			
		3 精神障害あり(1)、なし(0)	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4 知的障害あり(1)、なし(0)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
3	「逸脱」的状况	1 アルコール依存あり(1)、なし(0)	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1			
		2 借金あり(1)、なし(0)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1		
		3 警察に保護、窃盗、賭博あり(1)、なし(0)	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4 暴力団所属経験あり(1)、なし(0)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5 ホームレス経験あり(1)、なし(0)	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
4	収入・資産状況	1 年金受給あり(1)、なし(0)	1	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		2 手当受給(児童扶養手当、児童手当ほか)あり(1)、なし(0)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3 仕送り、金銭的扶養あり(1)、なし(0)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
		4 住宅保有あり(1)、なし(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	人間関係	1 金銭以外の家族・親族からの支援・関与あり(1)、なし(0)	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2 家族・親族から交流拒否なし(1)、あり(0)	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		3 家族、民生委員以外からの支援(雇用主、近所の人など)あり(1)、なし(0)	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0
		4 民生委員の関与あり(1)、なし(0)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	生活保護・社会福祉サービスの利用状況	1 併給(1)、単給(0)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		2 福祉施設入所あり(1)、なし(0)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3 生保以外の福祉サービス(ヘルパー、配食サービス、補装具など)利用あり(1)、なし(0)	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
		4 受給期間1年以上(1)、以下(0)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1

* 上部のローマ数字は、ケース記録の台帳につけた番号である。台帳の世帯ごとにAから順に記号を振り、単身世帯のみ取り出した。
出所：筆者作成

5. 注目すべき事例と変数の解釈

表2から、各カテゴリーにおける「事例間の距離」と「注目すべき水準」、7カテゴリーにおける各ペアの注目すべきレベル値、各ペアの注目すべきレベル値の累積を計算し、注目すべき事例のペアが明らかになった¹³⁾。結果を図示したのが、図1「注目すべき事例のペア」である。点線は、実線の次に注目すべきペアであることを示している。表2と図1を参照しながら、順にこれらのペアを検討していく。

(1) MDSO 生活保護受給歴あり

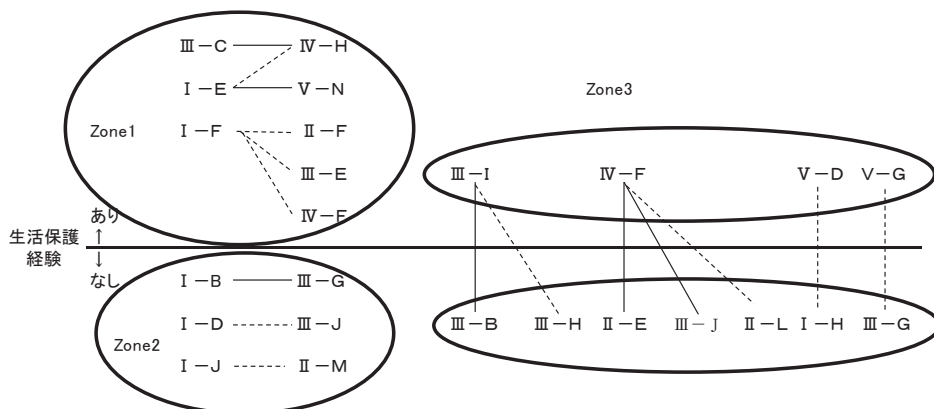
MDSO の事例のうち、いずれも生活保護受給歴をもつⅢ-C・Ⅳ-Hのペアに注目してみよう。Ⅲ-Cは、70代男性で、脳梗塞により救急車で搬送され入院、比較的軽度で退院するが、以後入院退院を繰り返す。実家（当時も甥）所有の敷地にある家畜小屋を改造した小屋に住む。老人ホーム入所を勧めるが拒否、ホームヘルパーを派遣してしばらく生活する。結局、老人ホームに入所し、保護廃止に至る。受給期間は2年弱である。10年ほど前に、同じ福祉事務所で1年ほど保護受給経験がある。

Ⅳ-Hは、40代男性、「妻の男性関係で相手の男を威し」、逮捕、拘留され、帰宅後、妻子の行方は不明で家財道具をすべて持ち去っていた。住まいは持ち家だが、手持ち金も少なく生活困窮に至り、保護開始した。妻子は、Ⅳ-Hに知らせず保護受給中である。逮捕前に始めていた商売による借金があるが、その商売は他人の手に渡り、保護開始時は無職である。すぐに自分で仕事を見つけてきて、就労収入認定推定により保護廃止されている。受給期間は40日程度である。前回の保護受給は、幼少時と申し出ている。

このペアは、年齢、結婚・離婚の有無や直前の就労経験などから【1生活歴】と【4収入・資産状況】のカテゴリーの変数に差異が大きい。これらの変数は、生活保護受給歴を重ねる要因としては弱いのではと考えられる。次に、Ⅰ-E・Ⅴ-Nのペアについてみてみよう。

Ⅰ-Eは、60代女性、芸者で身を立てていたが高齢のため座敷に出ることがなくなり、工具として勤務、不景気により解雇され収入がなくなり、身寄りもなく生活保護受給に至る。50代で皮膚病を患いはじめた際に、生活保護受給し同じ福祉事務所で保護されていた。受給期間が18年弱と

図1 注目すべき事例のペア



出所：筆者作成

長期にわたる。この間に、長屋的雰囲気のアパートが取り壊しになり町営住宅に転居するとか、病気がちになるなど変化がある。脳梗塞で入院後、老人保健施設を経て特別養護老人ホームへ入所し、保護廃止となる。

V-Nは、40代女性、20代に精神疾患を発病し、通院しながら仕事を続け結婚するが再発し離婚、保護受給時は入院中であった。二度の保護受給歴があり、いずれも精神病院への入院による。退院後の帰来先が決まらなかったが、母親宅に転出し、両者の年金収入で生活することとし、保護廃止する。受給期間は1年弱であった。

このペアもやはり、年齢、結婚・離婚の有無といった【1生活歴】が異なる。I-Eは保護受給期間が長いためか、さまざまな社会福祉サービスを利用している一方、V-Nは医療扶助単給で、【6生活保護・社会福祉サービス利用状況】が異なる。これらの変数も、生活保護受給歴を重ねる要因としては弱いのではと考えられる。次に注目すべき水準にあるペアも簡単にみてみよう。I-E・IV-Hの概況は既に述べ【1生活歴】の変数の違いもあるが、【4収入・資産状況】の変数に違いが大きい。

I-Fは、50代男性、生活扶助単給で開始する。当初、浮浪状態で家を探すが、飲酒問題があり近隣での評判が悪く見つからなかった。適職もなく、身体障害者療護施設入所で保護廃止に至った。兄弟から匿名という本人には知らせない形で仕送りと¹⁴⁾、他に年金・手当の受給があり、保護開始後貯金が200万円近くになったことも保護廃止の理由である。受給期間は7年である。同じ福祉事務所で二度、保護受給経験がある。

II-Fは70代男性、1年前くらいまでは山案内とか拾い仕事をしていていたが、車の事故で骨折し入院、暫くは見舞金と保険収入で賄っていたが、保護受給に至る。保護受給中は入院、1年弱で咽

頭がんにより死亡し保護廃止に至る。60代に夫婦で病気になり、同じ福祉事務所で保護を受けていた。

III-Eは、50代後半男性、アルコール依存症があり、たびたびトラブル、入退院を繰り返しつつ暮らす。雑役夫として勤務していたが、体調悪化による収入減少、入院するに至り、保護受給する。数年前にも入院により生活困窮し、同じ福祉事務所で保護受給していた。厚生年金収入が最低生活費を上回り廃止となる。

IV-Fは、過去にアルコール依存症で入院し、他所で二度保護受給歴がある。40代男性、職を転々とし、出身地の東北地方に戻るが、妻が蒸発し離婚、この頃からアルコール依存症となる。受給直前は、住込み就労をしていたが、警察沙汰を契機として解雇される。ホームレス状態で解雇時に支給された賃金で飲酒し、倒れてケガをして入院、保護受給に至る。退院後、出身地への転居により保護廃止、受給期間は1か月程度である。転居先で、アルコール依存症のため入院し、保護受給継続する。

I-F・II-F、I-F・III-E、I-F・IV-Fのペアも、同様に【4収入・資産状況】の変数に違いが大きい。生活保護受給歴を重ねる要因として、意外に【1生活歴】【4収入・資産状況】では、説明力が弱いと考えられる。これらは、生活保護受給歴に繋がる強力な要因とはいえない。

一方で、III-C、I-E、I-F、II-F、III-Eは同じ福祉事務所での保護受給経験があり、スムーズな受給に繋がっているのではと推測する。IV-Hの妻子を保護しなければならず、他方でIV-Hと逮捕・拘留前から関わりもあったことから、短期の生活保護受給に結びついたのではないか。いわば「福祉事務所との結びつき」が生活保護受給への繋がりやすさに関係しているのではないかという仮説が考えられる¹⁵⁾。

(2) MDSO 生活保護受給歴なし

次に、MDSOの事例のうち生活保護受給歴なしについてみてみよう。最も注目すべきペアは、I-B・Ⅲ-Gである。I-Bは、60代男性で、8年近く保護受給し、死亡により保護廃止に至った。鳶職であったが、保護受給半年ほど前から土建業助手の仕事もなく、夫婦仲が悪くなり離婚、その後まもなく骨折した際の医療費が払えず保護申請する。受給中に入退院があり、自宅玄関で死亡しているのが発見された。長男は断続的な仕送りと葬儀を行い、長男の妻は身の回りの世話をを行うなど、長男夫婦からの支援がある。

Ⅲ-Gは、50代後半男性、脳血管障害などにより入院、アパートを借りて就労したいというが保証人見つからないこと、日常生活はほぼ自立しているが一人暮らしは難しく、更生施設へ入所する。老人ホーム入所により、保護廃止に至り、受給期間は5年を超えた。飯場を転々とした仕事に従事してきて、結婚歴はなく、扶養義務者も最初は見当たらず、兄弟に調査後も扶養は拒否された。

このペアは、年齢、結婚歴・離婚歴の有無や家族・親族などとの関係の有無などの変数に違いがあり、【1生活歴】【5人間関係】の変数が、生活保護受給歴なしを説明する要因としては弱いと考えられる。次に注目すべき水準にある、I-D・Ⅲ-J、I-J・Ⅱ-Mのペアをみてみよう。

I-Dは、30代男性、飲酒して自転車に乗り路上で転倒し、骨折して入院し、医療扶助単給する。飯場を転々として、当時はホームレス状態であった。家族はいるが交流がなかったが、扶養照会后、母がたずねてきて、退院後は母の居住地へ転出し、100日程度で保護廃止に至る。家族関係が複雑で、本人も母も知的障害を疑われている。

Ⅲ-Jは、40代男性、飯場で2階から転落し入院、ケース記録にほとんど記録がない5年ほど

入院を継続したと思われ、その後救護施設に入所する。入所後、アルコール依存症がたびたび問題となるが、清掃員の仕事を心得働き、生きがいとなる。胃潰瘍で入退院後、救護施設での暮らしが困難になり、老人ホーム入所し、保護廃止する。受給期間は20年弱に及ぶ。

I-Jは、60歳以下の中年男性、飯場で働き、住居を定めておらず浮浪状態であった。路上で転倒・骨折し入院、医療費支払いが困難で生活保護を申請する。医療扶助と日用品費が支給され、1か月程度の保護受給期間中、入院した。扶養義務者は特養入所中の母のみである。退院後は「大阪に行き働きたい」と話し、退院後転出のため保護廃止された。

Ⅱ-Mは、30代男性、20代前半で精神疾患を発病、知的障害のボーダーと診断、人工透析を受けるが、年金受給はない。入院を繰り返すが就労不可ではない。パチンコを覚え、仕事をしなくなりサラ金で生活、近隣からの借入金があつて評判が悪い。住宅は兄名義の持ち家である。8年近く保護受給し、死亡により保護廃止に至った。

I-D・Ⅲ-Jのペアは、【3『逸脱』的状況】の変数、I-J・Ⅱ-Mのペアは、【2健康・障害状態】の変数に差異が大きい。このような結果は、実はⅡ-M以外の事例が、保護受給開始時、日雇労働者であることによるのではと考える。日雇労働者で、さらに住居の定めのない、いわゆるホームレス状態の者に対しては、通常とは異なる運用がされてきた。ホームレス状態の者に対しては、医療が必要になって、そのニーズだけを充たす医療扶助と日用品費の支給が慣例であった。I-Jは、その典型事例と思われる。

一方で、いったん生活保護受給を開始すると、長期受給に至るケースが少なくない。繰り返し生活保護受給するのではなく、一度受給すると死亡もしくは施設入所という形で他制度を利用できる

まで受給継続している。本項の分析では、【1生活歴】【3『逸脱』的状況】【5人間関係】と変数の相違はさまざまであって、生活保護受給歴なしの世帯の特徴を説明する要因の多様さを指摘するに留まる。

(3) MSDO

では、最後に MSDO のペアをみてみよう。変数において類似点は多いが、生活保護受給の経験のあるなしについて、異なっている。最も注目すべき水準にあるペアはⅢ－Ⅰ・Ⅲ－ⅡとⅣ－Ⅰ・Ⅳ－Ⅱである。

Ⅲ－Ⅰは、同じ福祉事務所での生活保護受給歴がある。50代女性、難病と進行性の眼病があり、就労が困難になり生活保護を受給する。さまざまな疾患で入退院を繰り返しつつ、身体障害者手帳、障害年金を取得する。生活保護受給の肩身の狭さから年金収入が最低生活費に1万円満たないが保護辞退し廃止となる。受給期間は7年弱である。

Ⅲ－Ⅱは、生活保護受給歴なし、70代女性、肺結核で、受給中入退院を繰り返す。長男と暮らしていたが死去、その後保険金と年金で暮らしていたが手持ち金が少なくなり保護申請し受給する。保護開始後、老人ホームを勧めるが初めは拒否、結局入所し保護廃止に至る。受給期間は2年弱である。

このペアは、【1生活歴】と【5人間関係】の変数が異なる。これら以外は、まったく同じである。年金受給はあるが、既往歴と身体障害があり、【3『逸脱』的状況】の変数には該当がない。

Ⅳ－Ⅰは、既に言及した生活保護受給歴ありのケースで、Ⅳ－Ⅱは、生活保護受給歴はない。30代男性、仕事を転々としながら、受給直前はトラックの運転手をしてしたが、車の事故により両目眼球損傷、医療扶助と日用品費を受給する。左目は回復が難しく、右目は矯正（コンタクト）す

れば見えるという状態で、その治療に適した病院を自分で探し、病院近くのアパートを自分で探して転居する。受給期間は2か月程度で、転居により保護廃止だが、その病院の所在地で保護受給を継続している。

このペアは、【2健康・障害状態】【3『逸脱』的状況】が異なるが、これら以外は、まったく同じである。病気のため収入はないが、人間関係はある。Ⅳ－Ⅰ・Ⅳ－Ⅱのペアは、どちらもすでに言及したケースで、【3『逸脱』的状況】【6生活保護・社会福祉サービス利用状況】が異なる。これら以外は、まったく同じである。Ⅳ－Ⅲは、生活保護受給歴はないが、受給期間が20年と長期にわたり、さまざまなサービスを利用している。

次に注目すべき水準にあるペアについても変数における相違点はさまざまで、生活保護受給歴を説明する有力な要因は見出しにくい。一方、差異の少ない変数をみてみると、【2健康・障害状態】という既往歴、障害の有無であり、これは、生活保護受給に至る生活困窮の要因として重要であると示唆される。

6. 考察と結論

本稿の目的は、ケース記録分析により生活保護受給の要因を探ることであった。MSDO-MSDOを用いて、従属変数は「生活保護受給歴あり／なし」とし、この二者の事例間の類似と相違から、生活保護受給の要因を分節化しようと試みた。MSDOペアから明らかになったのは、生活保護受給歴ありについて【1生活歴】【4収入・資産状況】、生活保護受給歴なしについて【1生活歴】【5人間関係】の変数では説明力が弱いことである。少なくとも今回設定した年齢や直前職、結婚歴、離婚歴は、生活保護受給歴に直に繋がる要因となるわけではないと考えられる。MSDOのペアをみても、生活保護受給歴を説明する有力な要因は

見出しにくかった。

一方、事例間で差異の少ない変数には、【2健康・障害状態】という既往歴、障害の有無がある。これは、生活保護受給に至る生活困窮の要因として重要であると示唆された。生活保護受給が1回目で長期受給し、死亡か施設入所で廃止するケースは、この要因の深刻度が高いのかもしれない。これらのことが、はじめに述べた生活保護受給世帯は、【貧困線前後の状態という生活困窮】と、【生活保護制度の適用により認定される生活困窮】を抱え、両者を区別すべきであるという主張を裏付けると考える。

敷衍すれば、生活保護受給に至るには、低所得（最低生活費を下回る）は当然であるが、既往歴や障害があって医療（費）を要することが、生活困窮の要因として重要である。これに加え共通する要因は見出しにくく、それだけ生活保護受給世帯の生活困窮の中身は多様であると考え。生活保護により捕捉されやすくなる理由として「福祉事務所との結びつき」を挙げた。生活保護による給付の受けやすさは、福祉事務所との関係性がどのように構築されるかという要因の影響力がある、という仮説を提示したい。

ただし、このことを分析し、さらに生活保護受給の要因を分析するには、ケース記録に記載された情報では不十分な理由が、少なくとも二つ考えられる。一つは、福祉事務所・記録者の問題や情報収集・記載が不十分という可能性である¹⁶⁾。二つは、福祉事務所内では当然で、記載されない類のルールがある可能性である。

2節で検討したケース記録の資料的限界も踏まえ、今回は十分目配りできなかった行政由来の要因を考慮しうる研究設計を考える必要がある。今後は、ケース記録に加え、時代的变化も読み取れる生活保護関係統計資料など他の資料を用いて研究を進めたい。

*本研究はJSPS 科研費 JP25780339,JP16K17276 の助成を受けたものです。

註

- 1) 被保護者／世帯とは、生活保護法による表現である。本稿では生活保護受給者／世帯も同様の意味で互換的に用いる。
- 2) ケース記録の公開に関する訴訟、問題については留岡（2001）、山本（2005）、藤岡（2007）を参照されたい。
- 3) 本稿による資料発掘の意義は大きいと考える。三和（1999：269）は「被保護者のニーズの状況はその世帯の記録によって可能であるが、世帯記録の調査研究は困難なことであるから、事例研究や担当者が問題と考えて取り扱っている事例などを中心に検討せざるを得ない」と記録にあたる難しさを述べた。
- 4) 保護廃止世帯に関する先行研究の整理と検討は岩永（2017a）で行った。
- 5) 例えば小野・白沢・湯浅（1997：169）でも「ケース記録の役割」の箇所 で引用がある。
- 6) 代表的な論者は、本稿に挙げたケース記録に関する文献を執筆された面々でもある。このテーマについては別稿岩永（2017b）を参照されたい。
- 7) 福祉事務所発足後、各事務所や自治体で事例集を作成し、現任訓練に用いたようである。厚生省や研究者が引用しており、筆者はその存在を知るのみである。⑥は福祉事務所の記念誌的なもの、⑦は厚生省と日本社会事業大学の教員、地方自治体の職員が協力して作成、⑧は日本社会事業学校連盟の教員による作成である。このように、1950年代～70年代頃、行政や大学教員が中心となって、時には両者が協力して作成し、公刊には至っていない文献があったのではないかと推測される。
- 8) 5冊のうち、1983年1冊はB福祉事務所、1993年1冊はC福祉事務所、1983年1冊・1993年2

冊はD福祉事務所, による。B福祉事務所の管内は1975年で被保護世帯数369, 保護率6.72%で, 1985年に所管地域が削減された。C福祉事務所の管内は1975年で被保護世帯数174, 保護率5.92%, D福祉事務所の管内は1975年で被保護世帯数234, 保護率9.61%, である。

- 9) このアプローチについては, 大日義晴氏(日本女子大学), 横山麻衣氏(千葉大学), 稲葉昭英氏(慶応義塾大学), よりご教示いただいた。記して感謝申し上げたい。
- 10) 途中から単身世帯, 世帯分離で単身世帯も除外している。
- 11) 廃止理由は, 二値の変数に設定することが困難で, 従属変数にはできなかった。
- 12) 医療扶助単給は實際上, 資産調査の基準が異なるとされ(籠山1978), 変数に加えた。
- 13) 本稿では, 作業過程に必要な計算にはGisèle De Meur and Jean-Christophe Beumier.2015を利用した。本稿では紙幅の関係で計算結果の表掲載を省略するが, 表2の数値を同ソフトに入れば, 途中経過も確認できる。なお, 同ソフトの表記は, 横山(2013)とZone2とZone3の位置が入れ替わっていることに注意されたい。
- 14) I-Fのためではなく行政に世話になっていることに対し支払うものだという。
- 15) 通説的には「申請主義」や受給にまつわる「ステイグマ」なども指摘されているが, 今回のデータからは分からない。
- 16) 逆にいえば, 本稿のような分析を進めることがケース記録の洗練に繋がると考える。

文献

- Benoît Rihoux, Charles C. Ragin, 2009, *Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques*, SAGE. (= 2016, 石田淳・斎藤圭介監訳『質的比較分析(QCA)と関連手法入門』晃洋書房.)
- 藤岡毅, 2007, 「生活保護ケースワーク記録の開示請求, 全面勝訴」『賃金と社会保障』1449: 56-61.
- Gisèle De Meur and Jean-Christophe Beumier. 2015. *MDSO/MSDO [Computer Programme], Version 1.1*. <http://www.jchr.be/01/v11.htm>, 2017.1.20.
- 岩永理恵, 2017a, 「地方自治体に着目した生活保護制度の分析」『社会福祉』57: 31-45.
- 岩永理恵, 2017b, 「生活保護・貧困問題とソーシャルワーク——貧困・社会的排除に立ち向かうソーシャルワーカーへの期待」『ソーシャルワーク実践研究』5: 2-11.
- 岩田正美, 2005, 「『被保護層』としての貧困」in 岩田正美・西澤見彦(ed.), 『貧困と社会的排除——福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房, 171-194.
- 籠山京, 1978, 『公的扶助論』光生館.
- 道中隆, 2015, 『貧困の世代間継承——社会的不利益の連鎖を断つ』晃洋書房.
- 三和治, 1999, 『生活保護制度の研究』学文社.
- 小野哲郎・白沢久一・湯浅見三, 1997, 『公的扶助と社会福祉サービス——シリーズ・公的扶助実践講座②』ミネルヴァ書房.
- 榊川典子, 1989 「生活保護における指導の実施過程」副田義也編『社会問題の社会学』サイエンス社
- 留岡友助, 2001, 「生活保護ケース記録開示のすすめ——個人情報保護が生活保護を変える」『Shelter-less』11: 3-8.
- 山本裕子, 2005, 「生活保護に『ケースワークワーカーがない』といわれる所似——判例と開示されたケース記録からの考察——」『西南学院大学教育・福祉論集』4(2): 31-47.
- 横山麻衣, 2013, 「性暴力サバイバーの語りの比較」『書評ソシオロゴス』9 (http://www.lu-tokyo.ac.jp/~slogos/review_sociologos/pdf/review0901yokoyama.pdf, 2017.7.23).

